



発信年月日：令和8年9月24日

所属部課名		連絡先	TEL:0837-23-1116 FAX:0837-22-5358
総合政策部 企画政策課			
件 名	医療・福祉系人材確保事業費補助金（奨学金返還支援） 補助対象者認定申請受付開始		

長門市では、本市の将来を支える専門人材の確保と若者の市内定着を図るため、大学等を卒業後に市内で医療、福祉分野の専門的職業として就業する者で、本市に定住する者の奨学金返還支援事業を実施しております。

この度、本事業の令和8年度補助対象者の募集を10月1日（木）から開始しますので、本事業の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

1 募集期間

令和8年10月1日（木）から11月2日（月）まで

2 補助対象者

- (1) 大学等を卒業後、市内の医療、福祉分野の事業所で、専門的職業（※）として就業し、引き続きその業務に従事する意思を有している方
※専門的職業は別添チラシ参照、国家公務員及び地方公務員は除く。
- (2) 認定申請をする年度の10月1日以前から定住を開始し、引き続き定住する意思を有する方
- (3) 認定申請をする年度の10月1日において、月賦、半年賦若しくは年賦により奨学金の返還を行っている方で、かつ滞納していない方
- (4) 返還における他の公的支援を受けていない方

3 補助対象期間

2の補助対象者としてすべての要件を満たした月から起算して、5年または補助対象者が39歳に到達した年度の3月までのいずれか短い期間

4 補助金額

年間上限額 18万円（月上限額 15,000円） ※5年間で最大 90万円

※補助金の交付を申請する会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの各月の奨学金返済総額、または、18万円のいずれか低い方の額

5 その他

応募方法等、その他の詳細は別添チラシまたは長門市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/3/40676.html>

